

中高生向け

わたしたちの たいせつな 権利



学年 年 名前

はじめに

子どもの権利ってなんだろう？

「子どもの権利」とは、
あなたが、どこで生まれて、どこで育っても、
自分のことを大切に、
今を幸せに生きていくための権利です。

みんなの住んでいる奈良市では、
「子どもにやさしいまちづくり条例」というルールがあり、
「子どもの権利」を大切にしています。

「子どもの権利」について、いっしょに考えてみましょう！

何が大切か
知っておかないとね

みんなで一緒に
考えてみようか！

だれとでも
なかよく
あそぶこと？

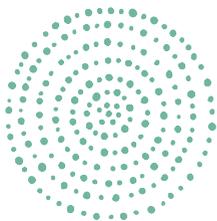
ぼくのしたいこと
聞いて！
自分で考えたよ！

ケガや病気から
守ってくれること？



「子どもの権利」はだれが守るの？

「子どもの権利」は、どこで生まれて、どこで育つ子どもであっても、大切にされなければならないものであり、下の絵のように、子どもも大人も含めたみんなで守るものです。



子ども



子どもの
権利



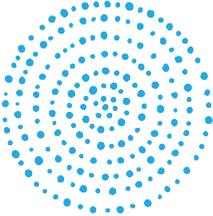
国や市役所
地域の大人



保護者・養育者
(未成年の子どもを
育てている人)

「子どもの権利」は、 「〇〇したら」もらえるもの？

子どもの権利は、「大人の言うことを聞いたら」とか、「一生懸命がんばったら」といった、「〇〇したら」や「〇〇があるから」という理由が必要なものではありません。すべての子どもたちには、生まれたときから「子どもの権利」があります。



「子どもの権利」 4つの原則

1 生命、生存および発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

2 差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

3 子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考えなければなりません。

4 子どもの意見の尊重 (意見を表明し考慮されること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮しなければなりません。

「子どもの権利」に関する規定

1989年

子どもの権利条約 国と国が約束するルール (児童の権利に関する条約)

1989年11月20日、国連総会において採択された、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

子どもの権利条約は、子ども(18歳未満の人)が守られる対象だけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。子どもが大人と同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

2015年

奈良市子どもにやさしい まちづくり条例 都道府県や市町村が決めたルール

奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、子どもが参加することによって大人とともにまちづくりを進めるためにつくられました。

この条例では、子どもの意見表明の場や参加する機会を設け、子どもの意見に耳を傾けなければならないことや、子どもの居場所や遊び場づくり、相談体制の整備、子どもの虐待やいじめ、体罰をなくすために取り組むことを定めています。

2023年

こども基本法 国が決めたルール

すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、その基本的な考え方をはっきりとさせ、国や都道府県、市区町村など社会全体で、総合的にこどもに関する取組を進めるためにつくられました。

この法律では、6つの基本理念として、こども等の意見を聞くことや、こどもにとって最善の利益を図ることなどが定められています。



考えてみよう！



次の5つの問題について考えてみよう！

「子どもの権利」が大切にされていると思ったら○を、大切にされていないと思ったら×をつけてみてください。

どうしてそう思ったのか、またどうすれば「子どもの権利」が守られるのか、友だちやまわりの大人と話し合ってみてください。



1

子どもは、大人の言うことを聞くなどの義務や責任を果たすことで権利を得ることができる。

or

なぜそう思ったか

2

子どもは成長途中のため、子どもの進路については大人が子どもの代わりに決めるように推奨されている。

or

なぜそう思ったか

ヒント!!

あなたに「権利」があるように、まわりの人にも「権利」があるよ。



3

子ども自身が虐待だと感じてても、大人が「虐待ではない」「まだ大丈夫」と判断すれば、子どもは保護される必要はない。

or

なぜそう思ったか

4

大人が「いいよ」と言わないと、子どもは自分の考えを言ってはいけない。

or

なぜそう思ったか

5

まわりの人がいやな思いをしても、自分がしたいことは、何をしてもいい。

or

なぜそう思ったか

もっと詳しく
知りたい人は
コチラ



ユニセフ
「子ども向け
学習ページ」

<https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/>



奈良市 HP
「子どもの権利に
ついて知ろう」

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/40/168010.html>

困っていることはないですか？

かなしいとき、こまったとき、
だれかに話を聞いてほしいとき



「子どもの権利」がどんなものかわかったでしょうか？
もしあなたの「権利」が大切にされていないと思ったら、
まわりの大人や友だち、下の相談窓口に連絡してみましょう。

【困った時の相談窓口】

子どもの人権110番

0120-007-110(フリーダイヤル) 平日8:30~17:15

ストップいじめならダイヤル

0742-36-0012 24時間・年中無休

ストップいじめならメール

stop-ijime@city.nara.lg.jp 24時間・年中無休

奈良すこやかテレフォン

0742-35-1002 平日18:00~21:00、土日祝日13:00~16:00

24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310 (フリーダイヤル) 24時間・年中無休

いじめ報告相談アプリ「STAND BY」(市立の小学5年生から中学生対象)

学校で使っているタブレットや自分のスマートフォンなどからアクセス
※「奈良市 学びのトビラ」からもアクセスできます。 24時間・年中無休

子どもセンターの専門相談

0742-93-6595 平日9:00~17:00

ヤングケアラー相談

0742-34-4804 平日9:00~17:00



発行：奈良市子ども未来部子ども政策課
メール：kodomoseisaku@city.nara.lg.jp
電話：0742-34-4792

問題のこたえ ①× ②× ③× ④× ⑤×